

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで				

基 発 1007 第 2 号
職 発 1007 第 3 号
年管発 1007 第 1 号
令和 6 年 10 月 7 日

関係都道府県労働局長 殿
日本年金機構理事長 殿

厚 生 労 働 省
労 働 基 準 局 長
職 業 安 定 局 長
大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

「金融・資産運用特区」の対象地域として決定された自治体が設置する
開業ワンストップセンター等における法人設立手続の英語対応について

昨年 12 月、「資産運用立国実現プラン」（令和 5 年 12 月 13 日資産運用立国分科会取りまとめ）において、金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進することを目的として、「金融・資産運用特区」（以下「特区」という。）の創設が掲げられた。

当該プランに基づき本年 6 月に金融庁が公表した「金融・資産運用特区実現パッケージ」においては、当該目的を実現するための一施策として、金融・資産運用業者の日本参入時の法人設立に伴う手続に関する英語対応に取り組むこととされ、同パッケージに基づき提案・応募を行った 4 地域（北海道及び札幌市、東京都、大阪府及び大阪市、福岡県及び福岡市）が特区の対象地域として決定された。

また、特区における取組については、「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においても、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険に係る法人設立に伴う届出手続については、地方公共団体の設置する開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう、令和 6 年度後半の早期に所要の措置を講ずる。」とされたところである。

については、特区の対象地域として決定された自治体の所在地を管轄する都道府県労働局及び年金事務所においては、本年 10 月中を目途に、自治体と協働し、下記により標記英語対応を開始することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

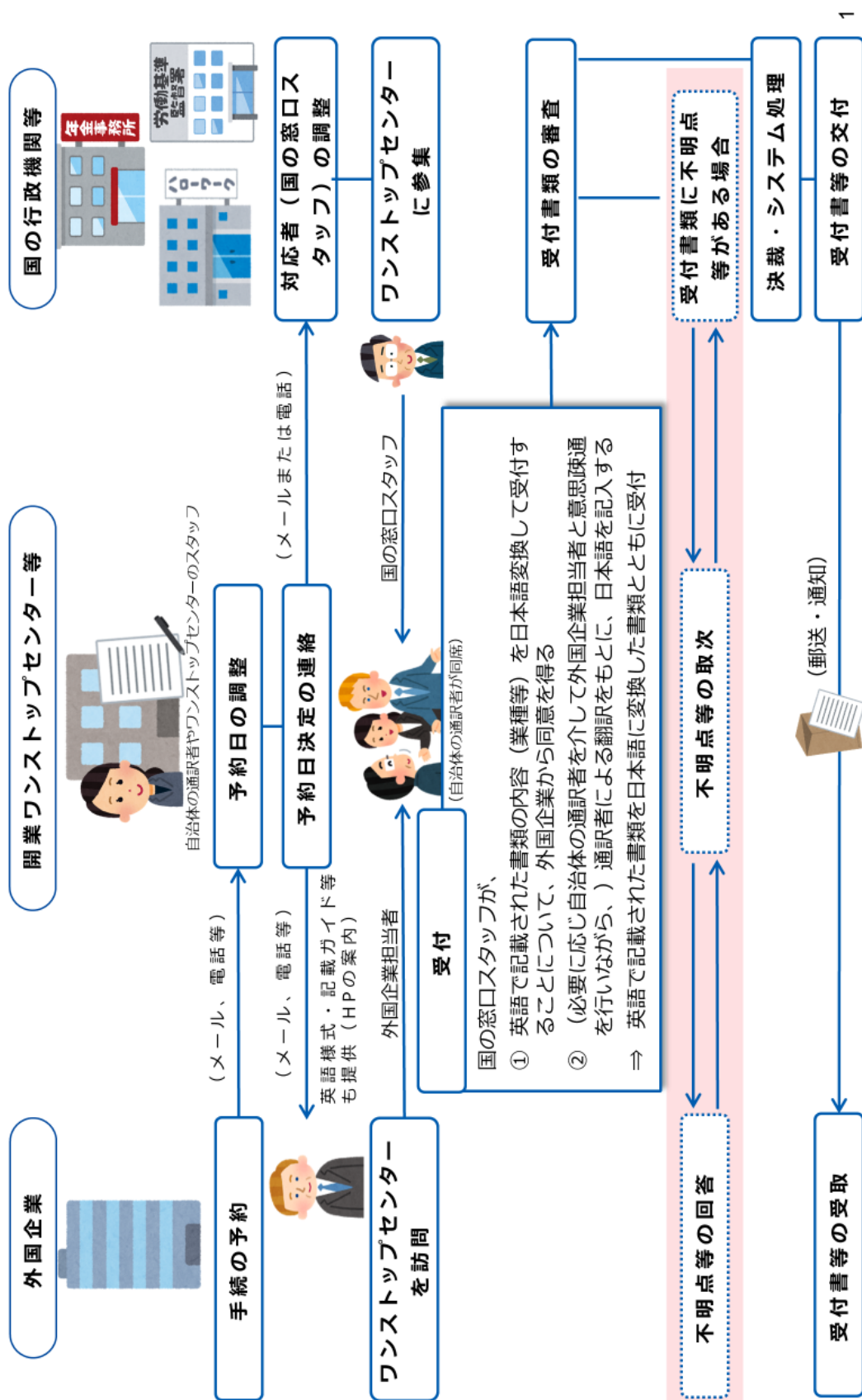
記

事業主が、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働保険等に係る法人設立に伴う手続を行うに当たり、特区の対象地域として決定された自治体が設置する開業ワンストップ

センター等の窓口に予約の上来訪し、英語で記載された申請書等を提出した場合には、自治体が契約する通訳者による通訳・翻訳支援の下、これらの手続に係る申請書等を日本語に変換した上で受け付けること。

なお、具体的な事務の流れについては、別紙を参照のこと。

行政手続の英語対応に関する業務フローの概要



(上記業務フローについては適宜オンラインで実施)

※ 対象となる手続は以下のとおり。

健康保険・厚生年金保険新規適用届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者（異動）届（国民年金第3号被保険者関係届）、ローマ字氏名届、雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届、労働保険保険関係成立届、労働保険概算保険料申告書、適用事業報告、就業規則（変更）届、時間外・休日労働に関する協定届